

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 3 年 7 月 2 6 日

奄美市農業委員会

第 7 回定例総会議事録

署名委員 中棚 昭三十

署名委員 肥後 安美

奄美市農業委員会第7回定例総会議事録

1. 招集日時 令和3年7月26日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1		9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

岸田 国広

5. 議事に参与した者

事務局長	政 新一郎	事務局次長	勇 和彦
住用分室長		笠利分室長	竹田 勇人

6. 報告事項

8月定例会について

農地利用状況調査について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第43号 非農地の認定についての決定について
議案第44号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(除外)
議案第45号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定につて
議案第46号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は 15 人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和 3 年第 7 回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第 1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、2 番 中棚 委員と 3 番 肥後 委員のお二人を指名いたします。

日程第 2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第 4 1 号から議案第 4 6 号までの 6 件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は 1 日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

日程第 3

議案第 4 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 3 2、No. 3 4 について、を議題といたします。

なお、No. 3 3 は取り下げとなっております。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	(政局長) 議案第 4 1 号の 3 条許可申請について 2 ページをお開き下さい。 NO. 3 2 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 9 3 0 m²で売買による所有権移転の申請となります。 取得後は飼料作物を栽培する予定となり、面積拡大のためと判断いたします。 先ほど会長からもありましたが、NO. 3 3 は取り下げとなっております。 2 4 ページをお開き下さい。 NO. 3 4 は、譲渡人が所有する 2 筆の土地 1, 5 4 6 m²で売買による所有権移転の申請となります。 取得後はタンカン・マンゴーを栽培する予定であり、面積拡大のためと判断いたします。 いずれも下限面積を満たし、農地法第 3 条第 2 項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	(吉会長) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。
1 1 番	(中山委員) 農地法第 3 条の規定による No. 3 2 について、調査報告をいたします。 7 月 1 9 日 1 0 時 5 0 分、受人である有限会社奄美農産で担当者に直接話を聞くことができました。受人は、里見海運を経営しており、併せて畜産業を奄美畜産として経営しているとのことである。 畜産業では、小湊地区で母牛 7 4 頭と子牛 4 2 頭を飼育しており、農地は自作地 (1, 1 1 9 m²)、借入地約 (1 8, 0 5 6 m²) であるが、今回牧草地拡大の為に (9 3 0 m²) を購入するとのことである。面積、対価等については間違いないとのことでありました。 委員の皆さんのご審議をお願いします。

事務局	(政局長) 農地法第3条の規定によるNo.32について調査報告をいたします。 譲渡人に7月19日(月)13時30分、電話にて申請内容の確認を致しました。申請地の所在、譲渡内容等を確認したところ間違いありませんという事でした。なお、本人は愛知県在住で奄美市小湊出身だそうです。 申請書通りですのでよろしくお願いしますとの事でした。 岸田委員が欠席していますので事務局から報告いたします。 農地法第3条の規定による、No.32の土地について調査報告を致します。 7月23日、午後4時に譲受人である奄美農産の役員である担当者と畑で本人同行のもと現地確認を致しました。 畑は奄美農産の牛舎のすぐ近くにあり、以前は荒れ果てていたそうですが、現在はきれいに草も刈られていました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等、記載内容に間違いのないことでした。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。 委員の皆様のご審議よろしくお願いします。
6 番	(西委員) 農地法第3条の規定によるNo.34の受人について調査報告いたします。 7月25日午後1時ごろに受人の畑でお話を伺いました。 受人と渡人は、従弟同士であり、申請書の内容等について、また土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等に間違いのないことでした。 続いて土地の調査について報告いたします。 申請地は、現在雑木等が生えていますが手を入れると畑になる程度であります。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたしますとの事でした。
事務局	(政局長) 農地法第3条の規定によるNo.34の土地について調査報告いたします。

	No.34 譲渡人は鹿児島市在住のため7月19日(月)14時15分、電話にて申請内容の確認を致しました。申請地の所在、譲渡内容等を確認したところ間違いありませんという事でした。なお、譲受人とは従兄弟だそうです。 申請書通りですのでよろしくお願いしますとの事でした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
9 番	(栄委員) 申請書に受人と渡人の印鑑が押印されていないが、こういう書類の申請でよいのか。
事務局	(政局長) 押印廃止が進められているので問題はないと考えている。 また、押印廃止の国からの通知文を皆様へ送付するようにいたします。
議長	(吉会長) 農業委員が調査する際に、確実に本人等から聞き取り調査を行うようにしてください。よろしくお願いします。
9 番	(栄委員) No.32とNo.34の様式が違うように思うがこれでよろしいのか。
事務局	(政局長) 今後は、奄美市のホームページから様式をダウンロードして使用してもらうように指導していきます。
議長	(吉会長) 他にございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

	お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (「全員」挙手あり) 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって議案第４１号農地法第３条の規定による許可申請№.３２から№.３４については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 日程第４ 議案第４２号農地法第５条の規定による許可申請№.１７について、を議題といたします。 それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(政局長) 議案第４２号５条の許可申請について ３４ページをお開き下さい。 №.１７につきましては、渡し人の所有する笠利町大字須野の土地、１０５㎡を受人が資材置場として使用するために、売買による所有権移転です。 申請地は笠利総合支所から北東へ約４ｋｍの場所に位置し申請地は須野集落からアヤマル岬方向に位置する土地である、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地と判断されます。
議長	(吉会長) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。
１１番	(野崎委員) 農地法第５条の規定による№.１７について、調査報告いたします。 ７月１８日１０時に受人の事務所を訪問して直接話を聞くことができました。申請内容に間違いはないということです。 土地については、２０年前から資材置き場や車庫として賃貸で使用していたが、これまで農地法を理解していなくて今回の申請に至ったとの事があります。始末書を添付しての申請であります。 渡人については、高齢で話を聞くことができませんでしたが。息子さん

	に話を伺いました、申請内容に間違いはないということです。 委員の皆さんのご審議をお願いします。 (吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (「全員」挙手あり) 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって議案第４２号農地法第５条の規定による許可申請No.１７については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。 日程第５ 議案第４３号 非農地の判定 No.１１からNo.１３について、を議題といたします。 それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(政局長) 議案第４３号 非農地の認定について ４２ページをお開きください。奄美市名瀬金久字配田の１筆で５１５㎡の土地でございます。申請地は４４・４５ページの地図でもわかるように奄美小学校上部にある砂防区域よりさらに奥地にあり、樹木に覆われており農地としては使用不能となっていることから非農地としての申請です。 ４７ページをお開きください。笠利町大字節田の１筆で８３１㎡の土地でございます。申請地は２０１６年頃から休耕地となっており、５１ページの写真にあるように雑木地と化していることからの非農地としての申請です。 ５３ページをお開きください。笠利町大字手花部の１筆の土地で６６２

議長	m²の土地でございます。申請地は５８ページからの写真でもわかるように、樹木が生い茂っている状況です。農地としては使用不能となっていることから非農地としての申請です。 (吉会長) それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次、願出人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員からの報告を求めます。
事務局	(政局長) 議案第４３、非農地認定No.１１について調査報告をします。 ７月２３日午後４時３０分頃現地を見に行きました。 申請地は奄美小学校裏の山にあり、完全に山林化しており現地確認ができるような場所ではありませんでした。 以上、ご報告いたします。
１１番	(中山委員) 非農地の認定についてのNo.１１調査報告をいたします。 ７月１９日１５時に申請地の確認に行きました。 地図上では、奄美小学校の裏山の方にあり、上部には近年砂防ダムが建設されており、申請地はその上部の方にある番地である。 砂防ダムまでの道路も狭く、ダムで車両通行止めになっていたので現地は確認できませんでした。 砂防ダムから見たところ、上部の方は森林が続き農業できる状況ではないと思いました。 申請の土地は、非農地として認定してよいと思います。 委員の皆さんのご審議をお願いします。
１０番	(泉委員) 非農地の認定についてのNo.１２について、願出人、土地についての調査報告をいたします。 ７月１８日１５時ごろに、申請地と願出人にお会いして話を伺いました。申請地は、２０１６年ごろから休耕地になっており、現在は雑木が生い茂っている状況でした。願出人に申請内容を確認しましたが間違いのないことでした。 委員の皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

1 4 番	(濱手委員) 非農地証明願いNo.1 3 についての調査報告を行います。 7 月 2 1 日午前中に願出人に電話で7 月 2 2 日午後 2 時ごろに非農地証明願いの件でお伺いしたいむね連絡しましたら、その件はあまりわからず
7 番	主人に任せていますので主人と話してくださいとの事でした。 それで願出人のご主人と話すことになりました。7 月 2 2 日午前 9 時頃事務所で話を聞くことが出来ました。 この畑は元々、願出人のお父さんが野菜などを作っておりましたが、お父さんが亡くなりその後そのまま放置されたようで、2 0 年以上経過しているとの事でした。 これを畑として生かしていくには相当の負担になるので、今回非農地願を申請したいとの事でした。 皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。
8 番	(前田委員) 議案第 4 3 号 非農地の認定について No.1 3 の土地について調査しましたので報告いたします。 7 月 2 1 日 午後 5 時に非農地申請の奄美市笠利町大字手花部字瀬方 2 9 9 5 番 1 を調査しました。 雑木が茂り農地としては利用できない状況でありました。更に、7 月 2 5 日午後 4 時に 2 9 9 5 - 4 の借家にも伺い、非農地申請の説明もいたしました。 また、となりの北側 2 9 9 4 - 1 はキビ畑で、境にはソテツも植えてありなにも問題ないようです。 この非農地申請は問題ないと考えます。 委員の皆様の審議よろしく申し上げます。
議長	(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
9 番	(栄委員) 添付資料の写真について、白黒ではなくカラー写真をお願いしたい。
議長	(吉会長)

	No.12については、2016年ごろから休耕地になっているが、まだ20年も経過していないのに申請しているのか。
10番	(泉委員) 機械をいれて農地にしようとしたが出来なかったみたいです、
11番	(栄委員) 非農地申請をするのに20年を経たないと申請ができないのか。
事務局	(竹田分室長) 雑木が大きくなるのに概ね20年くらいかかるとの判断であり、あくまでも目安である。
11番	(栄委員) 農業委員会としても基準を設けるべきではないですか。
議長	(吉会長) 現地調査をする農業委員が判断するべきではないでしょうか。
3番	(肥後委員) 非農地申請の資料等を活用することを基準とするも大事である
11番	(栄委員) 非農地申請の資料を皆様に周知してもらって意見を統一してもらいたい。
8番	(前田委員) No.12については、数名の農業委員と事務局で再調査をしてはどうでしょうか。
議長	(吉会長) 他にございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

	お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （「全員」挙手） ご異議なしと認めます。 よって、議案第４３号 非農地の判定No.１１とNo.１３については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。No.１２については、再調査として保留としたいと思います。 （議長交代→榮会長代行）
議長	（榮会長代行） 日程第６ 議案第４４号 奄美農業振興整備計画変更申請に伴う意見No.８について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	（政局長） 議案第４４号 奄美農業振興地域整備計画の変更（除外）について ６１ページをお開き下さい。 No.８につきましては、土地の所在は、笠利町大字笠利字池増の１筆で、地目は畑で １,００６㎡の除外申請でございます。除外理由としましては、資材置場兼駐車場建設のための申請でございます。
議長	（榮会長代行） それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次、申請人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告を求めます。
事務局	（竹田分室長） 農振地域除外申請のNo.８の申出者に内容の確認を行うところですが、令和３年６月２３日に申請書提出後、令和３年７月９日に申出人が亡くなってしまいましたので、改めて今回同意書を提出済みである相続人の娘さんに確認を行うことにいたしました。 ７月２０日（火）１８時頃に名瀬で娘さんの同居人である母（元妻）の職場に訪問し話を伺いました。娘さんは体調が良くないため家にいるが携帯

	電話等も持っていないとの事でしたので、母（元妻）に確認を行いました。 申請内容及び同意書について間違いのない事で確認が取れました。 委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。
1 3 番	（吉委員） 申出者から申請のあった、No.8 の笠利町大字笠利字池増 9 3 6 番 1 について調査いたしましたので報告いたします。 7 月 1 5 日午後 4 時ごろに現場にて調査を行いました。 申請地は集落に接続しており、農用地区域の端になるもので、また申請地は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすことはない物と思われます。代替え地も検討されておりますが見当たらず、土地利用者の工務店も近くにある申請地になったようです。 申請地は現在、草が生えて休耕地化しており除外基準にも該当するものと思われますので、農振除外はやむを得ないものと考えます。 委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	（榮会長代行） これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
3 番	（肥後委員） 申請人がなくなっているが問題はないのか、また相続人でよいのか。
事務局	（竹田分室長） 申請人が亡くなる前に提出されているので問題はない、念のために相続人から同意書をもらっている。
3 番	（肥後委員） 了解しました。
議長	（榮会長代行） ほかにごございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議長	お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （「全員」挙手） ご異議なしと認めます。 よって、議案第４４号 奄美農業振興整備計画変更申請に伴う意見No.８については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 （議長交代→吉会長） （吉会長） 日程第７
事務局	議案第４５号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 （政局長） （事務局の朗読及び説明） 内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていることを報告いたします
議長	（吉会長） それでは本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （「全員」挙手） ご異議なしと認めます。 よって、議案第４５号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

事務局 議長	日程第 8 議案第 4 6 号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 （政局長） （事務局の朗読及び説明） （吉会長） これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第 4 6 号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。 以上で、本日予定されました議題については全て終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。 令和 3 年 7 月 2 6 日 奄美市農業委員会 会長 吉 卓男 署名委員 中棚 昭三十 署名委員 肥後 安美 作 成 者 政 新一郎
----------------------	---

